

京町家の保全及び継承に関する条例(仮称)の全体フレーム(案)

前 文(条例制定の趣旨等)

条例の目的・基本理念等

目 的

京町家の保全・継承に関し、①基本理念を定め、②各主体の責務・役割を明らかにするとともに、京町家の保全・継承に関する③施策の基本事項を定めることにより、京町家の保全・継承を総合的かつ計画的に推進

基本理念

- ・京町家は、本市固有の景観を形成している趣のある町並み及び個性豊かで先駆的な生活文化の象徴であり、魅力あるまちづくりの資源となっている市民の貴重な財産であること。
- ・各主体が相互に連携（みんなごと）して取り組むこと。

定 義

(本条例が対象とする京町家)
本市の区域内に立地する木造建築物で、以下の要件を備えるもの

- ・ 伝統的な構造及び都市生活の中から生み出された特徴のある形態又は意匠を有するもの
- ・ 建築基準法施行以前に建築されたもの

各主体の責務・役割

- ① 本 市
京町家の保全・継承を総合的に推進、各主体の参加・協力を促進
- ② 所有者
所有する京町家の保全・継承に努める。
- ③ 使用者（活用事業者を含む。）
使用する京町家の適切な維持管理に努める。
- ④ 不動産事業者、解体工事業者
京町家の保全・継承への協力、事業活動に当たっての配慮
- ⑤ 市民、その他の事業者
京町家の保全・継承への協力
- ⑥ 自治組織、市民活動団体等
所有者、使用者、京町家の保全・継承を図ろうとする者への支援



各主体が相互に連携・協力

京町家の保全・継承の推進に向けた基本的な取組

京都市の取組

京町家保全・継承推進計画(仮称)の策定
京町家の保全・継承を総合的・計画的に実施するため、計画を策定
計画には、以下の事項を定める。

- ・ 京町家の保全・継承に関する目標
- ・ 各主体の責務・役割に応じた具体的な取組

京町家の保全・継承を推進するための施策

- ① 維持・修復・改修の推進
 - ② 継承の推進
 - ③ 活用の推進
 - ④ 改修等に関する技術の継承の推進
 - ⑤ 普及啓発
 - ⑥ 自治組織及び市民活動団体等の自主的な活動の支援
 - ⑦ 交流の推進
 - ⑧ 表彰
- ⇒ 具体的な施策の内容は、計画に規定

京町家保全・継承審議会

- ① 京町家の保全・継承に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査・審議
- ② 京町家の取り壊しに関する事前届出制度の対象となる京町家について、調査・審議

所有者の取組

京町家の取り壊しに関する手続き等
所有者は、京町家を取り壊そうとする際は、京都市に届出を行う。

(詳細は、資料4「京町家の保全及び継承を推進するための支援策と、取り壊しの危機を事前に把握し、保全及び継承に繋げる仕組み(案)」を参照

事業者の取組

不動産事業者による京町家購入者等への情報提供
不動産事業者は、京町家を購入・賃貸しようとする者に対し、

- ・ 本市の施策に関する情報を提供するよう努める。
- ・ 当該町家の保全・継承を働きかける。

解体工事業者による京町家所有者への情報提供
解体工事業者は、京町家を除却しようとする者に対して、

- ・ 京町家の取り壊しに関する手続き
- ・ 京町家に関する京都市の施策

について、情報提供を行うよう努める。